

仙台市営繕工事における週休2日工事实施要領

(令和6年10月9日 都市整備局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日(土日)

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。

(2) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(3) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(4) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日をいう。)から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、その他、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず週休2日に取組むことができない期間等は含まない。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(週休2日の達成基準)

第3条 次の各号に定める週休2日の達成基準は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているものと判断する。なお、現場閉所日(現場休息日)を

土曜日及び日曜日としない場合は、受発注者間の協議により、同一の週内において変更できるものとする。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息率）」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているものと判断する。

(3) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(4) 現場閉所日

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 現場休息率

現場休息率の算出においては、現場休息日数には現場閉所日数を含むものとする。

(対象工事)

第4条 本実施要領は、仙台市が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 特命随意契約による緊急工事（緊急の必要により競争入札に付することができない工事）
- (2) 地域の実情等により対応が困難な工事

(発注方式)

第5条 完全週休2日（土日）Ⅰ型またはⅡ型のいずれかによる方式を基本とする。ただし、新增改築工事の場合は、完全週休2日（土日）Ⅰ型を原則とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(積算方法等)

第6条 次の表の左欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。）及び現場管理費を補正するものとする。この場合において、複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の補正方法については、

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和7年12月10日付け国営積第7号）によるものとする。

工 事 の 区 分	補 正 係 数
完全週休2日（土日）適用工事	労務費 1.02
	現場管理費 1.01
月単位の週休2日適用工事	労務費 1.02

- 2 完全週休2日（土日）の達成を前提に労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成するものとする。ただし、工事着手後に現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日適用工事として補正係数を変更し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- 3 完全週休2日（土日）Ⅰ型において、工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を月単位の週休2日適用工事に変更するものとする。
- 4 完全週休2日（土日）Ⅱ型において、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を月単位の週休2日適用工事に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第7条 対象工事である旨等の明示は、別記の記載例を参考に「現場説明書」への記載により行うものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第8条 監督職員は、工事着手前に現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認するものとする。

- 2 監督職員は、「対象期間」の設定について、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定するものとする。
- 3 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認するものとする。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行うものとする。
- 5 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認するものとする。

- 6 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出するものとする。
- 7 監督職員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たって新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。
- 8 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮するものとする。
- 9 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施するものとする。
- 10 監督職員は、工事の一時中止その他の事由により対象外とする期間を変更する必要がある場合、その都度、受注者と協議するものとする。
- 11 監督職員は、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者と現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。
- 12 受注者は週休2日工事の実施に当たっては、その旨を仮囲い等に明示するものとする。
- 13 発注者は余裕期間制度を積極的に活用するとともに「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（令和7年7月30日付 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議取りまとめ）等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定するものとする。
- 14 発注者は、当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、設計変更等を適切に実施し、その結果必要となる場合には工期の変更を行うものとする。

なお、猛暑による作業不能日数の対象とその取扱いについては「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について」（令和6年3月22日付 国営計第173号、国営建技歳14号）によるものとする

（委任）

第9条 週休2日工事の実施にあたっての適用基準は、本要領に定めがあるものを除き、国土交通省における工事の週休2日の取得に要する費用の計上に関する各種通知（以下「国通知」という。）を適用するものとする。また、国通知等の適用時期（国通知が改定された際の当該改定通知の適用時期を含む。）その他この要領の実施に関し必要な事項は、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

附 則（令和6年10月9日）

- 1 この要領は、令和6年10月11日から実施する。
- 2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

（仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領の廃止）
- 3 仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領（令和2年7月20日仙台市設計基準策定委員会策定）

は、廃止する。

(経過措置)

- 4 現に廃止前の営繕工事週休2日モデル工事実施要領の規定により週休2日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年10月1日改正)

- 1 この改正は、令和7年10月1日から実施する。

附 則 (令和8年2月24日改正)

- 1 この改正は、令和8年3月1日から実施する。

(別記) 現場説明書等における記載例

【完全週休2日(土日)I型の場合】

第〇条 週休2日について

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日工事(完全週休2日(土日)I型)である。
- 2) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 4) 完全週休2日(土日)を前提に補正係数1.02により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)の補正及び補正係数1.01による現場管理費(原則として、現場管理費率相当額)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、完全週休2日(土日)の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合(完全週休2日(土日)に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。)については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。
- 5) 本工事の取扱いは、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)

なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。

・令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(〇日間) 内容:

契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休工期等の変更を行う。

【完全週休2日(土日)I型(分離発注工事)の場合】

第〇条 週休2日について

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日工事(完全週休2日(土日)I型(分離発注工事))である。
- 2) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するた

めに「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

- 3) 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 4) 完全週休2日（土日）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合（完全週休2日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。
- 5) 本工事の取扱いは、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)

なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。

・令和○年○月○日～令和○年○月○日（○日間） 内容：

契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休日等の変更を行う。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】

第○条 週休2日について

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（完全週休2日（土日）Ⅱ型）である。
- 2) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 4) 完全週休2日（土日）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）又は完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日両方の取組を希望しない場合（完全週休2日（土日）又は完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
- 5) 本工事の取扱いは、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)

なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。

・令和○年○月○日～令和○年○月○日（○日間） 内容：

契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休日等の変更を行う。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型（分離発注工事）の場合】

第〇条 週休2日について

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（完全週休2日（土日）Ⅱ型（分離発注工事））である。
- 2) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 4) 完全週休2日（土日）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）又は完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日両方の取組を希望しない場合（完全週休2日（土日）又は完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
- 5) 本工事の取扱いは、以下「仙台市営繕工事における週休2日工事実施要領」によるものとする。

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/shukyu2model.html>)

なお、本工事において当該実施要領の定めによらない期間及び内容は下記のとおりである。

・令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（〇日間） 内容：

契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が新たに生じた場合等は、受発注者間で適切に協議のうえ、週休2日対象期間・休工期等の変更を行う。